

令和3（2021）年度栃木県第2次気候変動影響評価業務委託に係る 企画提案（プロポーザル）実施要領

1 目的

本業務は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき令和2（2020）年12月17日に公表された「気候変動影響評価報告書」（以下「国報告書」という。）をはじめとする最新の科学的知見を踏まえながら、栃木県の実情に即した気候変動影響及び適応の現状や将来予測に関する情報を収集・分析し、栃木県における気候変動影響評価を実施することで、「栃木県気候変動対策推進計画」の進行管理における適応策関連事業の立案・検討や県内市町への技術的助言、県民等への情報提供を図り、もって県内の気候変動適応を推進することを目的とする。

2 委託内容

別添「仕様書」のとおり。

なお、契約締結にあたっては、特定された候補者と当該業務について協議を行い、業務仕様書等を別途作成する。

3 スケジュール

別添「工程表」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和4（2022）年3月23日（水）まで

5 契約金額の上限

8,943,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県知事が定める競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 参加表明書提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

- (6) 地方公共団体等が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

7 応募方法等

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表・配付	令和3（2021）年5月21日（金）～31日（月）
実施要領等に関する質問受付期限	令和3（2021）年5月26日（水）17時必着
参加表明書の提出期限	令和3（2021）年5月31日（月）17時必着
企画提案書の提出期限	令和3（2021）年6月11日（金）17時必着
提案内容に対するヒアリング	原則実施せず ※必要に応じて内容確認等を実施
結果の通知・公表	令和3（2021）年6月18日（金）を予定

(2) 実施要領等の配付

実施要領等は、県ホームページで公表するほか、下記にて配付する。

ア 配付期間

令和3（2021）年5月21日（金）～5月31日（月）
土日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 配付場所

栃木県 環境森林部 気候変動対策課（栃木県気候変動適応センター）
栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号（電話：028-623-3187）

(3) 実施要領等に関する質問

ア 質問の方法

質問（簡易なものを除く）は、質問書（様式1）により、持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出するものとする。

※郵送、FAX又は電子メール提出の場合は、到着確認のため、電話連絡をすること。

イ 受付期間

令和3（2021）年5月21日（金）～5月26日（水）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出先

栃木県 環境森林部 気候変動対策課（栃木県気候変動適応センター）

エ 回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（土日を除く）以内に、質問者に対してFAX又は電子メールにて行う。

また、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項をとりまとめの上、県ホームページ上に公開する。

(4) 参加表明書等の提出

ア 提出の方法

応募者は、参加表明書（様式2）、確認書（様式3）及び必要書類を持参又は郵送で提出するものとする。

なお、郵送による提出は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任

は応募者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとみなす。

イ 受付期間

令和3（2021）年5月21日（金）～5月31日（月）

土日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出先

栃木県 環境森林部 気候変動対策課（栃木県気候変動適応センター）

エ 提出書類

次の書類を各2部（正本1部、副本1部）提出する。

- ・参加表明書（様式2）
- ・確認書（様式3）
- ・会社概要（様式は任意）

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

応募者は、企画提案書及び必要書類を持参又は郵送にて提出するものとする。

なお、郵送による提出は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとみなす。

イ 受付期間

令和3（2021）年5月21日（金）～6月11日（金）

土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出先

栃木県 環境森林部 気候変動対策課（栃木県気候変動適応センター）

エ 提出書類

企画提案書は10部（正本1部、副本9部）提出し、規格はA4版とする（審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと）。

なお、書式等は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

- ・企画提案内容
- ・組織の実績並びに配置予定技術者の実績、能力及び資格等（様式4）
- ・業務スケジュール
- ・業務実施体制
- ・見積額（委託期間中の本業務に係る費用を見積もり、消費税及び地方消費税を加算した額を記載）

また、企画提案書の提出の際に、栃木県知事宛ての「見積書」の正本1部（代表者印を押印）を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別し（諸経費や消費税も区別）、企画提案書の見積額と整合させること。

オ 企画提案書作成に際しての留意事項

- (ア) 仕様書第3条の業務内容について、具体的な実施方針や手法、根拠を示すこと。
- (イ) 提案内容は、委託期間内で実行可能なものであること。
- (ウ) 記述するデータ等については、必ず出典を明示すること。

8 企画提案書の特定

県が設置する選定委員会において、別紙の審査基準により審査を行い、評価して順位付けを行い、1位となった企画提案書を特定するものとする。

(1) 提案内容に対する審査等

原則、選考委員会における書面審査により、評価・順位付けを行う。

企画提案書には主要な内容やPRポイントなどを明確に記載すること。

なお、審査に必要と判断される場合は、別途、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査期間

令和3（2021）年6月15日（火）頃を予定

(3) 審査結果の通知

審査の結果は文書で通知することとし、電話等による問い合わせには応じない。

なお、通知をした日の翌日から起算して7日（土日を除く）以内に、書面（様式は任意）により、栃木県知事に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

ただし、審査結果に対する異議は、申し立てることができない。

9 契約の締結

(1) 上記8の審査において特定された企画提案書を提出した者と契約締結の協議を行うものとする。

(2) 本プロポーザルは、応募者の企画力、業務遂行能力等を審査するものであることから、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。

このため、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な条件や契約金額などを双方で協議し、契約手続きに進むこととする。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行うものとする。

10 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

(2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合。

(3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合。

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(5) 本要領に違反すると認められる場合。

(6) その他、担当者があらかじめ指示した事項に反した場合。

11 業務の継続が困難となった場合の措置

栃木県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、栃木県

は、契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、栃木県に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他、栃木県及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、栃木県の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、栃木県は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

12 その他の留意事項

- (1) 本企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 企画提案書等に記載された内容については、提出後において、原則として変更することができない。ただし、配置予定技術者については、病休、死亡、退職等のやむをえない理由の場合、県の承認を得て変更することができる。
- (4) 特定された企画提案書の著作権は、契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務における成果物等の制作物の著作権は、栃木県又は環境省に帰属するものとする。
なお、委託契約期間終了後、栃木県等が制作物を使用するに当たり制限がある場合は、企画提案書にその旨を記載すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、応募者は本実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) プロポーザルへの参加により栃木県等から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策として、「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるため、可能な限り持参による提出は避けること（近距離での会話、不要不急の外出の自粛等）。また、まん延の状況によっては、委託業務の中止等による契約変更を行うことがある。